

東京成徳短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法にのっとり、次代の国民形成に大きな役割を担う者に対し、広く知識を授けるとともに学芸・技能の専門教育を施し、人格の完成をはかり、社会に有為な高い教養人及び職能人を育成し、もって社会に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、東京成徳短期大学という。

(位置)

第3条 本学の位置は、東京都北区十条台1丁目7番13号とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

第4条 本学は、その教育水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(情報の公表)

第4条の2 本学は、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすため、教育研究活動等の状況についての情報を公表する。

(教育内容の改善)

第5条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施するものとする。
2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科の組織、目的及び収容定員

(学科の組織及び目的)

第6条 本学に、次の学科を置く。

幼児教育科

2 学科の目的は、次のとおりとする。

学 科	目 的
幼児教育科	就学前の子どもの教育や保育についての専門教育と研究を行い、教育・保育実践力の向上と一人ひとりの個性を伸ばして、社会のニーズに応えられる資質の高い幼稚園教諭、及び保育士の養成を目的とする。

(収容定員)

第7条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
幼児教育科	180名	360名

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学年限)

第8条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、学則第55条第1項により入学を認められた者の修業年限はこの限り
としない。

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

2 授業日は、当該年度の学年暦で定める。

(休業日)

第11条 本学における休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 学園創立記念日 11月26日

(3) 夏季、冬季及び春季休業日は、当該年度の学年暦で定める。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、休業日に授業及び実習を行うことがで
きる。

(授業期間)

第12条 授業を行う期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたるものとする。

第4章 入学、転学、退学、休学及び復学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次のいずれかの一に該当する者とする。

(1) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部
科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の課程と同等の課程を有す
るものとして認定した、在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 相当の年齢に達し、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した者と同等以上
の学力があると認めた者

(志願手続)

第 15 条 本学に入學、転入學を希望する者は、本学所定の願書その他必要な書類に、別表 1 の入學検定料を添えて、提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。
- 3 削除

(入學志願者の選考)

第 16 条 入學志願者の選考については、別に定めるところによる。

(入學手続及び入學許可)

第 17 条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、誓約書並びに保証人が署名した在學保証・根保証契約書を提出し、入學金及び學納金を納入しなければならない。

- 2 前項の合格した者は、誓約書記載事項及び學納金納入の履行に関する保証人（以下「在學保証人」という。）を届け出なければならない。
- 3 在學保証人に関する事項は、別に定める。
- 4 学長は、第 1 項及び第 2 項の入學手続きを完了した者に、入學を許可する。

(入學手続)

第 18 条 削除

(転學又は退學)

第 19 条 他の大學へ転學又は退學を希望する者は、所定の様式による届を学長に提出し、審議を経て転學又は退學することができる。

- 2 転學又は退學を希望する者は、転學又は退學しようとする日の属する期の學納金を完納していなければならない。

(再入學)

第 19 条の 2 前条により退學した者が、再入學を希望するときは、所定の様式による願書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 再入學の取り扱いについて必要な事項は、別に定める。

(休學)

第 20 条 病気その他やむを得ない事情により、3 ヶ月以上修學することができない者は、所定の様式による届を学長に提出し、審議を経て休學することができる。

- 2 病気による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 疾病その他の理由により學修することが不適当と認められる者に対しては、学長は休學を命ずることができる。

(休學の期間)

第 21 条 休學の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事由があると認められた場合は、1 年を限度として休學期間を延長することができる。

- 2 休學期間は、通算して 2 年を超えることはできない。
- 3 休學期間は、修業年限及び在學期間に算入しない。

(復学)

第21条の2 休学の事由が消滅した者は、所定の様式による届を学長に提出し、審議を経て、復学しなければならない。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第8条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第21条に規定する休学期間を超えた者
- (3) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は行方不明の者
- (5) 本学において、修学する意思がないと認められる者

(復籍)

第22条の2 前条第3号に該当し除籍された者が、復籍を希望するときは、所定の様式による願書を提出し、学長の許可を得て復籍することができる

2 復籍の取り扱いについて必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程

(開設授業科目及びその単位数)

第23条 授業科目の種類及びその単位数は、別に定める。

(履修の方法)

第24条 授業科目は、これを必修及び選択科目とし、2ヶ年に分けて履修させるものとする。

- 2 前条並びに前項の授業を教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項に定める授業の方法により修得できる単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。
- 4 前2項の授業を実施する方法については、別に定める。前2項の授業を実施する方法については、別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第25条 学生は、毎学年度の当初及び後期の当初に、当該年度及び当学期に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を取得することは、できない。

(単位取得の認定)

第26条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験の方法は、定期試験・論文・作品提出等の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(成績の評価)

第27条 成績の評価は、S・A・B・C・Dの5段階とし、S・A・B・Cを合格とする。

(追試験)

第28条 病気等やむを得ない事情により試験を受けることができなかった者に対しては、追試験の機会を与えることができる。

(再試験)

第28条の2 試験等の評価において不合格になった者のうち、授業担当教員が特に許可した者に対しては、再試験の機会を与えることができる。

(単位計算の方法)

第29条 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 削除
- (3) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実習、又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学長は、前項の規定により履修した授業科目の修得単位については、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第30条の2第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設における履修)

第30条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第30条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第30条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に短期大学又は大学において修得した単位を、本学に入学した後に履修し修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った第30条の2第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において履修した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

(卒業の要件及び認定)

第31条 本学に2年以上在学し、第23条の規定に基づく授業科目を履修して62単位以上を修得

した者には、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位授与)

第32条 学長は、前条により卒業を認定された者に対し、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(教育職員免許状の取得)

第33条 教育職員免許状を得ようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	免許状の種類
幼児教育科	幼稚園教諭2種免許状

(保育士資格の取得)

第34条 幼児教育科において保育士の資格を得ようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により、別に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第6章 保証人

(保証人)

第35条 削除

(副保証人)

第36条 削除

(責任)

第37条 削除

(業務)

第38条 削除

(変更)

第39条 削除

第7章 教職員組織

(教職員組織)

第40条 本学に、学長、教授、准教授、助教、事務職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、副学長、助手及びその他の職員を置くことができる。

3 前2項に規定する教職員の選考、任期その他の必要な事項は、別に定める。

(学長の権限と責任)

第41条 学長は校務について決定し、その責任を負う。ただし、理事会が決定する事項を除く。

第8章 教授会

(教授会の設置)

第42条 本学に、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長が審議事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

3 教授会の運営に関する事項は、別に定める。

(その他の機関)

第43条 学長は、教育研究に関する重要事項を専門的に審議するため、必要に応じて教授会に代わる機関を設置して意見を聴くことができる。

2 前項の機関については、別に定める。

(教授会の召集等)

第44条 削除

(教授会の開催)

第45条 削除

(教授会の決議)

第45条の2 削除

(審議事項)

第46条 削除

第9章 入学金、授業料、及びその他の学納金

(入学金)

第47条 本学に入学を許可された者は、入学金として200,000円を納入しなければならない。

2 入学金の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第48条 授業料は、1年次860,000円、2年次900,000円とし、年額の2分の1額を次の2期に分けて納入しなければならない。

前期 4月

後期 10月

2 ただし、入学許可を受けた者は、入学金・施設設備費とともに授業料第1期分を納入するものとする。

(卒業延期等の場合の授業料)

第49条 病気又は単位不足のため、卒業を延期した者は、当該期の授業料の全額を、納入しなければならない。但し、単位不足のため、卒業を延期した者の授業料に関する必要な事項は別に定める。

(退学の場合の授業料)

第50条 退学若しくは転学した者、又は停学中の者は、当該期の授業料の全額を納入しなければならない。

(休学の場合の学納金)

第51条 所定の手続きにより休学を許可された者の休学期間中の学納金は、休学在籍料として半期60,000円、通年120,000円を納入しなければならない。

(その他の学納金)

第52条 本学に在学する者は、施設設備費として次のとおり授業料と同時に納入しなければならない。

学科	納入時期			
	1年次第1期 (入学手続時)	1年次第2期 (9月1日より 10月10日まで)	2年次第1期 (4月1日より 4月30日まで)	2年次第2期 (9月1日より 10月10日まで)
幼児教育科	120,000円	120,000円	150,000円	150,000円

2 実験実習費及びその他教育に必要な費用を徴収する。

3 前項に規定する納入金の種類・金額・納入に必要な手続等については、別に定める。

(既納の学納金等)

第53条 既納の学納金等は、原則としてこれを返還しない。

(学納金の減免)

第54条 学納金の減免に関する事項は、別に定める。

第10章 長期履修学生

(長期履修学生)

第55条 第8条第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、長期履修学生として入学を許可することができる。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 委託生、科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生

(委託生)

第56条 学長は、公共団体又はその他の機関から、本学の特定の学科に修学を委託された者があるときは、選考の上これを許可する。

(科目等履修生又は研究生)

第57条 学長は、本学学生以外の者が、一又は複数の授業科目等について、履修又は研究を希望するときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生又は研究生として受け入れを許可する。

2 科目等履修生及び研究生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講生)

第58条 学長は、他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者がある場合は、本学と当該短期大学又は大学との協議に基づき、当該学生を、特別聴講生として、本学の授業科目を履修させることができる。

2 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生の単位)

第59条 削除

(外国人留学生)

第60条 学長は、本学に入学を希望する外国人は、外国公館から紹介ある者に限り選考の上これを許可する。

(委託生、科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生の学費)

第61条 委託生、科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生の授業料、研究費並びにその他の学費については、別に定める。

第12章 図書館

(図書館)

第62条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規定は、別に定める。

第13章 厚生施設

(保健室)

第63条 本学に保健室を設け、学生及び教職員の健康管理にあたる。

(学寮)

第64条 本学に学寮を置くことができる。

2 学寮に関する必要な事項は、別に定める。

(その他の厚生補導施設)

第65条 本学は、学生の厚生補導のための施設として、学生相談室、食堂、校外施設等を置く。

2 前項の施設の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 賞罰

(褒賞)

第66条 学生として褒賞に値する者は、学長が褒賞する。

2 前項の褒賞に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第67条 本学の秩序を乱す行為、又は学生の本分に反する行為のあった者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学・停学・訓告とする。

3 前項の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第15章 雑則

第68条 この学則の実施に必要な細則は、別に定める。

附 則

1. この学則実施に必要な細則は別に定める。

2. この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則実施に必要な細則は別に定める。
2. この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
3. 第5条に規定する収容定員は、昭和75年度までの間は、次の通りとする。

年 度 学科・専攻	昭和61年度		昭和62年度～昭和74年度		昭和75年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
文科						
国文専攻	200名	350名	200名	400名	150名	350名
英文専攻	200名	300名	200名	400名	100名	300名
幼児教育科	200名	400名	200名	400名	200名	400名

附 則

1. この学則実施に必要な細則は別に定める。
2. この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第46条の規定に拘らず平成3年3月31日現在本学に在籍し、平成3年4月1日に進級する学生について授業料は年額560,000円のままとする。
3. 第5条に規定する収容定員は、平成12年度までの間は、次の通りとする。

年 度 学科・専攻	平成3年度		平成4年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
文科						
国文専攻	300名	500名	300名	600名	150名	450名
英文専攻	200名	400名	200名	400名	100名	300名
幼児教育科	200名	400名	200名	400名	200名	400名

附 則

1. この学則実施に必要な細則は別に定める。
2. この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則実施に必要な細則は別に定める。
2. この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第46条の規定に拘らず平成5年3月31日現在本学に在籍し、平成5年4月1日に進級する学生について授業料は年額600,000円のままとする。
3. 第5条に規定する収容定員は、平成12年度までの間は、次の通りとする。

年 度 学科・専攻	平成5年度		平成6年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文科						
国文専攻	260名	560名	260名	520名	130名	390名
英文専攻	200名	400名	200名	400名	100名	300名
幼児教育科	170名	370名	170名	340名	170名	340名

附 則

1. この学則実施に必要な細則は別に定める。
2. この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第50条第2項の規定に拘らず、平成6年3月31日現在本学に在籍し、平成6年4月1日に進級する学生に係る維持費はこれを免除す

る。

附 則

1. この学則実施に必要な細則は別に定める。
2. この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成7年3月31日に在学する者に係る授業料の額及び維持費については、第46条並びに第50条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則実施に必要な細則は別に定める。
2. この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成8年3月31日に在学する者に係る授業料については、第46条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則実施に必要な細則は別に定める。
2. この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成10年3月31日に在学する者に係る授業料については、第46条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則実施に必要な細則は別に定める。
2. この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年3月31日に在学する者に係る教育課程及び授業料については、第21条及び第49条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則実施に必要な細則は別に定める。
2. この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日に在学する者に関しては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 第5条に規定する収容定員は、平成16年度までの間は、次の通りとする。

年 度 学科・専攻	平成12年度		平成13年度～ 平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
言語文化コミュニケーション科								
日本語文化専攻	195名	455名	195名	390名	175名	370名	175名	350名
英語文化専攻	195名	395名	195名	390名	170名	365名	170名	340名
幼児教育科	170名	340名	170名	340名	170名	340名	170名	340名

附 則

1. この学則実施に必要な細則は別に定める。
2. この学則は、ビジネス心理科の設置に関する文部大臣の認可の日から施行する。ただし、平成13年3月31日に在学する者に関しては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 第5条の規定にかかわらず、収容定員については、平成16年度までの間は、次の通りとする。

年 度 学科・専攻	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

言語文化コミュニケーション科								
日本語文化専攻	145名	340名	145名	290名	125名	270名	125名	250名
英語文化専攻	145名	340名	145名	290名	120名	265名	120名	240名
幼児教育科	170名	340名	170名	340名	170名	340名	170名	340名
ビジネス心理科	100名	100名	100名	200名	100名	200名	100名	200名

附 則

- この学則実施に必要な細則は別に定める。
- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 第5条の規定にかかわらず、収容定員については、平成14年度までの間は、次の通りとする。

年 度 学科・専攻	平成13年度		平成14年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
言語文化コミュニケーション科				
日本語文化専攻	125名	320名	125名	250名
英語文化専攻	120名	315名	120名	240名
幼児教育科	170名	340名	170名	340名
ビジネス心理科	100名	100名	100名	200名

附 則

- この学則実施に必要な細則は別に定める。
- この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年3月31日に在学する者に係る教育課程については、第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前に入学した者に係る教育課程については、第59条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正前の本学学則第10章の規定に基づき本学専攻科の課程を修了したもので、この学則施行の後、改正後の本学専攻科に編入学を希望する者については、当分の間、本専攻科の教育上支障のない限り、本学教授会の選考を経て、学長が編入学を許可することができる。この場合の修業年限は、1年以上とし、在学年限は3年以内とする。また、その入学選考料、入学料及び施設費については、これらを免除する。なお、その他編入学者の取り扱いに関し、必要な事項は別途細則で定める。

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前に入学した者に係る教育課程については、第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前に入学した者に係る教育課程については、第21条及び第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成16年4月1日から施行し、第13条第3項の規定は、平成15年10月1日から適用する。また、平成15年度以前に入学した者に係る教育課程及び維持費については、第21条及び第50条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第31条第3項の規定は、平成18年1月1日から施行する。また、平成18年3月31日に在学する者に係る授業料については、第47条及び第65条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
2. 第6条に規定する収容定員は、平成20年度については、次のとおりとする。

学科 \ 年度	平成20年度	
	入学定員	収容定員
言語文化コミュニケーション科	85名	170名
幼児教育科	180名	330名
ビジネス心理科	100名	200名

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし平成20年3月31日に在学する者に係る教育課程については、第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし平成21年3月31日に在籍する者に関しては、第52条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし平成22年3月31日に在籍する者に関しては、第27条、第29条及び別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし平成23年3月31日に在籍する者に関しては、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日に在学する者に係る授業料については、第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日に在学する者に関しては、第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、2020年9月1日から適用する。
2. 改正後の第17条の規定は、2021年度入学者から適用し、2021年3月31日に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、2024年4月1日から施行する。

2. 改正後の第47条、第48条、第52条の規定、別表1「入学検定料・入学金等」については、2024年度第1年次入学者から適用し、2024年3月31日に在学する者は、なお、従前の例による。

附 則

1. この学則は、2026年4月1日から施行する。
2. 改正後の第51条は、2026年度の在学生のうち、2026年4月1日以降に休学する者から適用する。

別表 1

入学検定料・入学金等

1. 入学検定料 32,000 円

但し、次の各号に該当する場合は、入学検定料を以下のとおりとする。

- (1) 大学入学共通テスト利用入試の場合は 12,000 円とする。
- (2) 一般選抜入試を複数回受験する場合の入学検定料はそれぞれ、1 回目は 32,000 円、2 回目は 22,000 円、3 回目以降は各 10,000 円とする。
- (3) 一般選抜入試と大学入学共通テスト利用入試を同時出願する場合の、大学入学共通テスト利用入試の検定料は 1 回あたり 9,000 円とする。
- (4) 総合型選抜入試を複数回受験する場合の 2 回目以降の入学検定料は無料とする。
- (5) インターネットを利用して出願する場合は、1 出願あたり 2,000 円を減額する。

2. 入学金等

入学金	200,000 円
再入学金	150,000 円
復籍料	150,000 円